国営河北潟土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営河北潟土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年９月16日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営河北潟土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

2　縦覧期間

平成27年９月17日から平成27年10月20日まで

3　縦覧場所

石川県金沢市、かほく市、河北郡津幡町及び同郡内灘町各事務所

国営那賀川土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営那賀川土地改良事業（農地防災）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年９月16日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営那賀川土地改良事業変更計画書（農地防災）の写し

2　縦覧期間

平成27年９月17日から平成27年10月20日まで

3　縦覧場所

徳島県小松島市及び阿南市各事務所

解散命令公告

別表の左欄に掲げる農事組合法人は、その所在が不明であるため、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年９月16日

農林水産大臣　林　　芳正

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
農事組合法人山梨新茸生産組合 東京都町田市小金井1918番地 農事組合法人関東新茸生産組合 東京都千代田区神田神保町一丁目22番 農事組合法人ワールドハイテク農事生産組合 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目３番30号	農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。

（教示）

この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

鉄道財団拡張の公告

平成27年８月３日付け官報で公告した福岡県中間市鍋山町１番６号筑豊電気鉄道株式会社所有の鉄道黒崎駅前・熊西間について、平成27年９月４日鉄道財団拡張の登録をしたので、鉄道抵当法施行規則第17条の４の規定により公告する。

平成27年９月16日　　国土交通省

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第４０２８号

新潟県上越市大字富岡611番地

申立人　横田　　浩

本籍新潟県上越市港町１丁目26番地、最後の住所新潟県妙高市大字田切218番地43　エトーレ赤倉　428号室、死亡の場所最後の住所と同じ、死亡年月日推定平成26年８月28日夜半頃、出生の場所新潟県上越市、出生年月日昭和23年10月17日、職業無職

被相続人　亡　笠原　兼秋

事務所　新潟県上越市春日野１丁目３番15号　森直樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　　直樹

新潟家庭裁判所高田支部

平成２７年（家）第８３号

長野県飯田市千栄894番地１

申立人　寺岡　政春

本籍長野県飯田市時又118番地２、最後の住所長野県飯田市鼎下山1367番地２、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日平成27年３月２日、出生の場所長野県下伊那郡龍丘村、出生年月日昭和５年11月５日、職業無職

被相続人　亡　菅**原**　敏和

事務所　長野県飯田市高羽町１丁目５番地６　後田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後田　寿久

長野家庭裁判所飯田支部

平成２７年（家）第４０２０号

東京都立川市富士見町６―21―103

申立人　廣瀬　　豊

本籍長野県伊那市高遠町長藤635番地、最後の住所長野県伊那市高遠町長藤635番地１、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日平成27年４月15日、出生の場所長野県上伊那郡長藤村、出生年月日大正15年１月28日、職業不詳

被相続人　亡　**廣**瀬志げ子

事務所　長野県伊那市中央4611―１　トライアングルビル２階北

相続財産管理人　弁護士　黒田　　信

長野家庭裁判所伊那支部

平成２７年（家）第７３号

静岡県菊川市高橋2169番地

申立人　松本　正美

本籍静岡県城東郡高**橋**村238番地、最後の住所不詳、死亡の場所不詳、死亡年月日明治25年11月２日、出生の場所不詳、出生年月日天保２年６月13日、職業不詳

被相続人　亡　松本　伊十

事務所　静岡県掛川市中央１―22―１　オオハシビル４階北　長谷川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長谷川隆史

静岡家庭裁判所掛川支部

平成２７年（家）第８５６号

東京都千代田区丸の内１丁目１番２号

申立人　株式会社三井住友銀行

本籍愛知県半田市庚申町１丁目16番地５、最後の住所愛知県半田市庚申町１丁目16番地の５、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月日平成26年７月17日、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日昭和40年４月16日、職業不詳

被相続人　亡　坂口　鉄也

事務所　愛知県半田市有楽町４丁目225番地７　弁護士法人アール総合法律事務所半田事務所

相続財産管理人　弁護士　榊原　雅文

名古屋家庭裁判所半田支部

平成２７年（家）第４１４５号

北海道千歳市新星２丁目２番２号

申立人　荻野　岩男

本籍大阪府大阪市浪速区幸町１丁目４番、最後の住所大阪府羽曳野市はびきの７丁目653番地の11、死亡の場所大阪府堺市中区、死亡年月日平成22年11月29日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和46年11月27日、職業不詳

被相続人　亡　荻野　幸弘

事務所　大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番22号　大阪信金ビル３階

相続財産管理人　弁護士　内藤　早苗

大阪家庭裁判所堺支部